

「松島ケアハウス」運営管理規程

この規程は、ケアハウス入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（管理規程）に基づき定められたもので、松島ケアハウスの施設長（以下「施設長」という。）及び入居者がその適用を受ける。

第1条（目的）

この規程は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

第2条（管理運営方針）

当施設の管理運営については、松島ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に考慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

第3条（定員）

当施設の定員は15名とする。

第4条（利用資格）

1. 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
2. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢者等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
4. 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
5. 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第5条（職員及び職務）

施設長は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

第6条（入居）

1. 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入所申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 身元保証人届
 - (5) 健康診断書
2. 施設長は、入所申込書の入所の可否について判断し、入所の申込みがあった日から2週間以内に入居の可否について連絡をするものとする。
 3. 入居にあっては、入居申込書及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本運営管理規程についても詳細を入居者に説明するものとする。

第7条（利用料金）

1. 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、翌月分として、毎月25日までに施設長の指定する方法で支払うものとする。
2. 入居又は撤去にともなって、1ヶ月に満たない期間利用した場合の生活費は、日割り計算によって精算するものとする。
3. 利用料の支払い方法は、振込み・現金による支払いのいずれかとし、入所時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。
4. 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第8条（専用居室）

1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入所者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
2. 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ等火気類の使用を安全面から禁ずる。

第9条（共用施設・設備）

1. 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議の上決定するものとする。
2. 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
3. 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

第10条（相談・助言）

施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等の十分な連携を図り、そ

の有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第11条（食事の提供）

1. 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。
2. 食事の時間は次のとおりとする。
 - (1) 朝食 7時30分から 8時30分まで
 - (2) 昼食 12時00分より13時00分まで
 - (3) 夕食 17時30分より18時30分まで
3. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
4. 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、且つ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえない。
5. 毎週の予定メニューを前週末までに明示するものとする。

第12条（入浴準備）

1. 入浴は隔日とし、施設職員が入浴の準備を行う。
2. 入浴の時間は、19時00分から20時00分までとする。
3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
4. 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

第13条（緊急時の対応）

1. 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
3. 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第14条（在宅サービス等の利用）

1. 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合には、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。

2. 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。
3. 第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

第15条（自主活動への協力）

1. 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。
2. 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
3. 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

第16条（保健衛生）

1. 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康維持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
3. 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする

第17条（外泊）

外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

第18条（部外者の利用）

1. 外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届け出るものとする。
2. 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合には、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談の上その期間を定める。
3. 希望する日の3日前までに施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担する。

第19条（災害、非常時への対応）

1. 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。
2. 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

第20条（小動物の飼育）

入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等以外の動物の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

第21条（政治・宗教活動の禁止）

1. 当施設では、一切の政治活動及び宗教活動を行わない。
2. 入居者は、専用居室以外の場合、一切の政治活動及び宗教活動をしてはならない。
また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第22条（入居者心得）

1. 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その主旨を十分に周知徹底しなければならない。
3. テレビ・ラジオ等音響機器の利用
テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用すること。
4. 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については、退去時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は利用者が負担するものとする。

第23条（運営懇談会）

1. ケアハウス入居契約書第4条（運営懇談会）に基づき運営懇談会を設置するものとする。
2. 運営懇談会の設置、運営については、別に定める「松島ケアハウス」運営懇談会細則によるものとする。

第24条（改正の手続き）

この規程を改正、廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。